

神奈川県警察拳銃訓練要綱の制定について

(平成 14 年 5 月 1 日例規第 34 号 / 神教発第 486 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日例規第 12 号神務発第 638 号 平成 20 年 12 月 16 日例規第 56 号神教発第 1857 号

平成 23 年 3 月 31 日例規第 14 号神教発第 322 号 平成 27 年 5 月 26 日例規第 25 号神教発第 413 号

平成 28 年 8 月 22 日例規第 39 号神教発第 515 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察けん銃訓練要綱を制定したので、実戦的かつ効果的な訓練の推進に努められたい。

おって、引金止め安全ゴムの着脱訓練要領の制定について(昭和 49 年 11 月 30 日 例規、神教発第 602 号)は廃止する。

別添

神奈川県警察けん銃訓練要綱

第 1 趣旨

この要綱は、警察庁長官官房長の定める拳銃訓練要綱及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則(昭和 37 年神奈川県警察本部訓令第 21 号。以下「細則」という。)第 13 条の規定に基づき神奈川県警察における警察官の拳銃訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 訓練の目的

訓練は、警察官が、けん銃の取扱いに習熟して安全的確にこれを操作し、適正かつ効果的に使用することができる技能を体得することを目的とする。

第 3 訓練推進体制及び任務

1 訓練総括責任者

- (1) 神奈川県警察に、訓練総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。
- (2) 総括責任者は、警務部長をもって充てる。
- (3) 総括責任者は、細則第 12 条第 4 項に規定する計画により、毎月、射撃場における実射訓練計画等に関する計画等(以下「本部訓練計画」という。)を策定するほか、拳銃訓練に関する業務を総括するものとする。

2 訓練総括副責任者

- (1) 神奈川県警察に、訓練総括副責任者(以下「総括副責任者」という。)を置く。
- (2) 総括副責任者は、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)をもって充てる。
- (3) 総括副責任者は、総括責任者を補佐し、拳銃訓練が計画的かつ効果的に行われるように努めるものとする。

3 訓練推進責任者

- (1) 所属に、訓練推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。
- (2) 推進責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 警察本部の所属

課長代理、室長代理、副隊長又は次長。ただし、課長代理又は同担当職の中に警察官が配置されていない場合は、訓練責任者(細則第 12 条の訓練責任者をいう。以下同じ。)が当該所属の警察官の中から最も上位の職にある者を指定するものとする。

なお、科学捜査研究所にあっては、訓練責任者が推進責任者を兼ねるものとする。

イ 市警察部

副部長

ウ 相模方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部

副本部長

エ 警察学校

副校長

オ 警察署

副署長

(3) 推進責任者は、訓練責任者を補佐するとともに、別表第 1 の訓練基準に基づき、毎年度末までに翌年度の年間拳銃訓練計画(以下「所属訓練計画」という。)を策定し、教養課長経由で総括責任者に報告しなければならない。

(4) 推進責任者は、所属訓練計画により実効ある訓練の推進を図るものとする。

4 訓練立会責任者

(1) 訓練責任者は、射撃訓練の都度警視又は警部の階級にある警察官(推進責任者を除く。)の中から訓練立会責任者(以下「立会責任者」という。)を指定しなければならない。ただし、6 の実射訓練指揮官が配置されている所属にあっては、実射訓練指揮官のうち警部補の階級にある警察官の中から立会責任者を指定することができる。

(2) 立会責任者は、射撃場における実射訓練を除き、自所属の管理の下に行われる訓練には必ず立ち会い、各種事故の防止を図るものとする。

(3) 立会責任者は、5 の訓練指導者又は 6 の実射訓練指揮官を兼ねることはできない。

5 訓練指導者

(1) 所属に、訓練指導者(以下「指導者」という。)を置く。ただし、指導者としての条件を満たす者がおらず、やむを得ず指導者を配置することができない所属にあっては、この限りではない。

(2) 指導者は、術科指導者運用要領の制定について(昭和 60 年 3 月 11 日 例規第 8 号、神教発第 77 号)に定めるけん銃操法指導員又は同指導補助員をもって充てる。

- (3) 指導者は、自所属の管理の下に訓練を行う場合は、訓練責任者の指示の下、別表第2の訓練内容の中から情勢に応じた実戦的かつ効果的な訓練を実施するとともに、各種事故の防止を図るものとする。

6 実射訓練指揮官

- (1) 警務部教養課、警察学校及び自所属の管理の下に実射訓練を行う所属に実射訓練指揮官(以下「指揮官」という。)を置く。
- (2) 指揮官は、警察庁が行う「拳銃指導者専科」若しくは「拳銃指導者養成専科」又は本県で行う「拳銃指導者研修」を修了し、かつ、けん銃操法技能検定上級位を有する巡查部長以上の階級にある警察官の中から、拳銃の使用及び取扱いに練熟し、かつ、指揮能力を有すると認められる者を指定する。
- (3) 指揮官は、射撃場における実射訓練を指揮するとともに、総括責任者の指示の下、別表第2の訓練内容の中から情勢に応じた実戦的かつ効果的な訓練を実施するものとする。ただし、採用時教養期間中の者に対しては、警察庁が定める教授細目により行うものとする。
- (4) 指揮官は、指導者を兼ねることができる。

7 射撃場管理主任者

射撃場管理主任者については、別に定める。

第4 けん銃訓練対象者

1 けん銃重点訓練対象者

次に掲げる者のうち、けん銃を使用する可能性の高い職務に従事する警察官をけん銃重点訓練対象者(以下「重点訓練対象者」という。)に指定する。

- (1) 神奈川県警察地域警察運営規程(平成5年神奈川県警察本部訓令第20号)に定める地域警察官
- (2) 機動捜査隊に所属する警察官
- (3) 第一機動隊及び第二機動隊に所属する警察官
- (4) 強行犯捜査に従事する者
- (5) 暴力犯捜査に従事する者
- (6) 特殊犯捜査に従事する者
- (7) 盗犯捜査に従事する者
- (8) 国際捜査に従事する者
- (9) 薬物事犯捜査に従事する者
- (10) 銃砲刀剣事犯捜査に従事する者
- (11) 右翼事犯捜査に従事する者
- (12) 極左事犯捜査に従事する者
- (13) 外国人組織犯罪捜査に従事する者
- (14) 警衛に従事する者

- (15) 警護に従事する者
- (16) 暴走族取締りに従事する者
- (17) その他各所属の諸情勢により指定の必要があると認める者

2 けん銃一般訓練対象者

重点訓練対象者以外の警察官をけん銃一般訓練対象者(以下「一般訓練対象者」という。)とする。ただし、次に掲げる者は、原則として除くものとする。

- (1) 本県警察以外の機関に派遣されている者
- (2) 警視以上の階級にある者
- (3) その他訓練責任者がけん銃訓練の必要がないと認める者

3 訓練対象者の変更等

訓練責任者は、次の場合は神奈川県警察職員情報総合管理システム運用規程(平成20年神奈川県警察本部訓令第6号)に定める神奈川県警察職員情報総合管理システムにより、けん銃重点訓練対象者又はけん銃一般訓練対象者の変更を適宜行い、訓練対象者の把握に努めなければならない。

- (1) 新たに訓練対象者に指定する場合
- (2) 訓練対象の指定を解除する場合
- (3) 一般訓練対象者を重点訓練対象者に変更する場合
- (4) 重点訓練対象者を一般訓練対象者に変更する場合

第5 訓練

1 訓練要領

指導者及び指揮官は、別表第3から別表第12までの訓練要領に従って、それぞれの訓練を行うものとする。

2 重点訓練対象者

(1) 射撃場における訓練

本部訓練計画に基づき、原則として前回の実射訓練日から1年以内に、射撃場において実射訓練を行うものとする。

(2) 自所属における訓練

所属訓練計画に基づき、使用判断訓練を年2回以上実施するものとする。

3 一般訓練対象者

(1) 射撃場における訓練

本部訓練計画に基づき、原則として前回の実射訓練日から2年以内に、射撃場において実射訓練を行うものとする。

(2) 所属における訓練

所属訓練計画に基づき、使用判断訓練を年1回以上実施するものとする。

4 重点訓練対象者又は一般訓練対象者以外の者

訓練責任者は、重点訓練対象者又は一般訓練対象者以外の者にあっても必要がある場合は、射撃訓練をさせることができるものとする。

5 訓練状況の報告

訓練責任者は、自所属における訓練を実施した場合は、適宜、教養課長経由で総括責任者に報告しなければならない。

第6 技能検定

総括責任者は、必要により、警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号)及び神奈川県警察術科技能検定実施要綱の制定について(昭和60年3月11日例規第7号、神教発第76号)の定めるところにより技能検定を行い、術科訓練の成果を検定するものとする。

第7 訓練実施上の留意事項

1 共通事項(射撃場及び射撃場以外の訓練場所における留意事項)

- (1) 訓練に際しては、立会責任者の下、指導者の指導又は指揮官の指揮により行うこと。
- (2) 警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第14条に規定する安全規則(以下「安全規則」という。)並びに指導者及び指揮官の訓練に係る命令及び号令を訓練員に遵守させること。
- (3) 訓練中は、訓練場所に訓練関係者以外の者を立ち入らせないこと。
- (4) 訓練開始時に遅れてきた者の途中参加は認めないこと。
- (5) 訓練機材の管理に努めること。
- (6) 拳銃は、訓練上必要があるときのほかは、拳銃つりひもから取り外さないこと。
- (7) 拳銃を構え射撃するときのほかは、用心がねの中に指を入れないこと。
- (8) 空撃ち訓練は指定された場所以外では行わないこと。
- (9) 訓練中に拳銃等の故障があった場合は、拳銃を安全な状態にして、正面を向いたまま片手を挙げる等合図し、指揮官に申告させること。
- (10) 訓練が終了したときは、回転式拳銃にあっては弾倉を改めさせ、自動式拳銃にあっては薬室を改めさせること。
- (11) 安全についての事前準備、訓練場所における規律の保持及び訓練の進行状況に細心の注意を払い、各種事故の防止を図ること。
- (12) 画一的な訓練に終わることなく、訓練員の特性に着目した個別的な訓練に努めること。
- (13) 単に射撃技術向上のための訓練にとどまらず、使用判断能力の養成に努めるとともに、逮捕術訓練との連携に配慮すること。

2 射撃場における留意事項

- (1) 射撃訓練の開始及び終了時には、射撃場内外の清掃を行い、常に整理整頓に努めること。

- (2) 実包及び撃ちがら薬きょうの管理を徹底し、紛失等の防止に努めること。
- (3) 実射訓練を行うときは、聴器障害の予防及び眼球等の保護のため、必ず聴力保護用具及び保護眼鏡を使用し、受傷防止に努めること。
- (4) 実射訓練に係る鉛の粉じんによる健康障害を防止するため、拳銃射撃訓練に係る衛生管理対策推進要綱の制定について（平成20年12月16日 例規第55号、神教発第1856号）に基づき、保護具の装着、手洗い及びうがいを確実にするなど、衛生管理対策を徹底すること。

3 射撃場以外の訓練場所における留意事項

(1) 実包を訓練場所に持ち込ませない措置

立会責任者及び指導者は、訓練員が訓練場所へ入場する前に拳銃保管庫又はその周辺の安全な場所において、別表第12の実包を射撃場以外の訓練場所に持ち込ませない措置及びその確認措置要領に従い、実包を訓練場所に持ち込ませない措置を徹底すること。

ア 立会責任者及び指導者は、指導者の号令により、弾倉内（自動式拳銃にあっては、弾倉及び薬室内。以下同じ。）のたまの有無を点検し、たまが装填（自動式拳銃の弾倉にあっては、充填。以下同じ。）されていないことを確認すること。

イ 立会責任者及び指導者は、アによりたまが装填されていないことを確認した後は、訓練員に警察手帳の記章を前面に出した状態で胸ポケットへ差し込ませ、又は首から吊り下げるなどの方法により、外形上、たまが入っていないことを明確にする措置をとらせること。

ウ 立会責任者及び指導者は、弾倉内にたまが装填されていた場合は、たまを抜き出し、弾数を確認した上、一括して拳銃保管庫に保管すること。

エ 立会責任者及び指導者が拳銃を着装している場合は、訓練員と同様に、相互の号令によりアの確認措置及びイの警察手帳により外形上、たまが入っていないことを明確にする措置を行うこと。

(2) 訓練場所入場後の措置

立会責任者及び指導者は、(1)イの措置によりたまが入っていないことを明確にした後、訓練開始前に再度、弾倉内のたまの有無を点検すること。

ア 立会責任者及び指導者は、指導者の号令により、「弾倉を改め」及び「弾倉を開け」（自動式拳銃にあっては、「弾倉を外せ」及び「薬室を改め」）を行い、弾倉内にたまが装填されていないことを確認すること。

イ 立会責任者及び指導者が拳銃を着装している場合は、訓練員と同様に、相互の号令により再度、アの確認措置をとること。

4 左手把持による訓練実施上の留意事項

- (1) 指導者及び指揮官は、左手把持による訓練の実施に当たっては、訓練員の適性及び特性を勘案し、左手把持による訓練の必要性を判断して実施すること。

- (2) 指導者及び指揮官は、訓練実施前に左手把持により訓練を行う者を確認・把握し、安全管理上の必要な指示をすること。
- (3) 訓練員が、初めて左手把持による訓練を行う場合には、特に事故防止に配慮し、事前に空撃ち訓練等を十分行わせるなどしてから、訓練を行わせること。
- (4) 訓練を実施する際に、右手把持による訓練員と左手把持による訓練員とが混在することにより、指導上の弊害又は安全管理上の支障が生じることのないよう、適切な措置を講じること。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日例規第 12 号神務発第 638 号)

附 則(平成 20 年 12 月 16 日例規第 56 号神教発第 1857 号)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日例規第 14 号神教発第 322 号)

附 則(平成 27 年 5 月 26 日例規第 25 号神教発第 413 号)

附 則(平成 28 年 8 月 22 日例規第 39 号神教発第 515 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

別表第 1(第 3 関係)

訓練基準

期別	訓練内容	訓練対象
第 1 期	1 基礎訓練 (1) 基礎知識 (2) 安全管理 (3) 使用判断 (4) 拳銃操法 2 射撃訓練 (1) 拳銃の把持及び射撃姿勢 ア 右手把持 イ 左手把持 ウ 基本両手把持 エ 手首両手把持 (2) 基本射撃 ア 遅撃ち イ 時間撃ち	中級検定に合格するまでの者

	<ul style="list-style-type: none"> ウ 速撃ち エ 応用速撃ち (3) 応用射撃 ア 高撃ち イ 膝撃ち ウ 腰撃ち 3 使用判断訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現場に即した拳銃使用訓練 (2) 映像射撃訓練装置による訓練 (3) 映像射撃シミュレーターによる訓練 (4) 映像射撃訓練ビデオによる訓練 	
第2期	<ul style="list-style-type: none"> 1 基礎訓練 第1期に同じ(ただし、(1)を除く。) 2 射撃訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 拳銃の把持及び射撃姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ア 支え両手把持 イ 拳両手把持 (2) 基本射撃 第1期に同じ。 (3) 応用射撃 <ul style="list-style-type: none"> ア 第1期に同じ。 イ 右隠れ撃ち ウ 左隠れ撃ち エ 依託隠れ撃ち オ 伏せ撃ち (4) 前後移動標的射撃訓練装置による訓練 3 使用判断訓練 第1期に同じ。 	中級検定合格者又はこれと同等の能力ある者
第3期	<ul style="list-style-type: none"> 1 基礎訓練 第1期に同じ(ただし、(1)及び(4)を除く。) 2 射撃訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本射撃 第2期に同じ。 (2) 応用射撃 <ul style="list-style-type: none"> ア 第2期に同じ。 	上級検定合格者又はこれと同等の能力ある者

	イ 総合射撃 (3) 前後移動標的射撃訓練装置による訓練 3 使用判断訓練 第2期に同じ。	
--	--	--

別表第2(第3関係)

訓練内容

	具体的訓練
基礎訓練	1 基礎知識 (1) けん銃等(けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の所持と携帯 (2) けん銃等の構造と性能 (3) けん銃の手入れ 2 安全管理 (1) 事故の防止 ア 安全規則 イ 保管と取扱い ウ 訓練時の留意事項 (2) 健康管理 3 使用判断 (1) 法令上の根拠と限界 (2) 状況の判断と使い方の判断 (3) 事例研究 4 けん銃操法 けん銃操法(昭和37年警察庁訓令第9号)により、次の訓練を行うものとする。 (1) 銃の出し入れ (2) 弾倉の開閉(自動式けん銃にあっては、弾倉の抜き出し及び挿入) (3) たまの装てん及び抜き出し(自動式けん銃にあっては、弾倉へのたまの充てん及び抜き出し並びに薬室へのたまの装てん及び抜き出し) (4) 射撃動作 ア 基本姿勢 イ けん銃の把持(片手把持及び両手把持) ウ 撃鉄の起こし方 エ けん銃の構え方(きょ銃) オ 呼吸

	<p>カ 照準 キ 引きがねの引き方 ク 射撃の一時中止 ケ 射撃の終了</p>
射撃訓練	<p>1 拳銃の把持及び射撃姿勢 別表第3のけん銃の把持及び射撃姿勢訓練要領により行うものとする。</p> <p>2 基本射撃 (1) 訓練種目 ア 遅撃ち(たま5発を3分以内に撃つ。) イ 時間撃ち (ア) シングルアクション射撃(たま5発を20秒以内又は15秒以内に撃つ。) (イ) ダブルアクション射撃(たま5発を一定時間内に撃つ。) ウ 速撃ち(たま5発を1回3秒で7秒間隔に5回現れる標的に各1発ずつ撃つ。) エ 応用速撃ち(たま5発を1回3秒で7秒間隔に5回現れる標的の各圈的に各1発ずつ撃つ。) (2) 訓練要領 別表第4の基本射撃訓練要領により、次の訓練を片手撃ち及び両手撃ちで行うものとする。 ア 空撃ち訓練 イ 特殊訓練弾による訓練 別表第5の特殊訓練弾による訓練要領により行うものとする。 ウ 実射訓練</p> <p>3 応用射撃 (1) 訓練種目 ア 高撃ち イ ひざ撃ち ウ 腰撃ち エ 右隠れ撃ち オ 左隠れ撃ち カ 依託隠れ撃ち キ 伏せ撃ち ク 総合射撃 (2) 訓練要領 別表第6の応用射撃訓練要領により、次の訓練を両手撃ちで行うものとする。 ア 空撃ち訓練 イ 特殊訓練弾による訓練 ウ 実射訓練</p>

	<p>4 前後移動標的射撃訓練装置による訓練 別表第7の前後移動標的射撃訓練装置による訓練要領により行うものとする。</p> <p>5 射撃訓練に使用する標的の種別</p> <p>(1) 遅撃ち及び時間撃ち標的</p> <p>(2) 速撃ち標的</p> <p>(3) 応用速撃ち標的</p> <p>(4) 人像型標的</p>
使用判断訓練	<p>1 現場に即した拳銃使用訓練 別表第8の現場に即した拳銃使用訓練要領により行うものとする。</p> <p>2 映像射撃訓練装置による訓練 別表第9の映像射撃訓練装置による訓練要領により行うものとする。</p> <p>3 映像射撃シミュレーターによる訓練 別表第10の映像射撃シミュレーターによる訓練要領により行うものとする。</p> <p>4 映像射撃訓練ビデオによる訓練 別表第11の映像射撃訓練ビデオによる訓練要領により行うものとする。</p>

別表第3(第5関係)

拳銃の把持及び射撃姿勢訓練要領

訓練種目	号令	要領	備考
右手把持	「右手把持用意」	<p>1) 基本の姿勢から目標に注目したままけん銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となった後、片手撃ちによる遅撃ちの「撃ち方用意」の姿勢となる。</p> <p>2) 右腕を自然に前方に伸ばしてけん銃を目の高さに構え、左手を垂れる(左手をズボン又はスカートの前面左のポケットに入れることができる。)</p>	
	「やめ」	左足を右足に引き付けて、正面を向き、「銃を出せ」の姿勢となり、けん銃を納める。	
左手把持	「左手把持用意」	1) 基本の姿勢から目標に注目したまま拳銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となる。	
		2) 拳銃を胸前で左手に持ち替え、左手把持による「銃を出せ」の姿勢となる。	
		3) 右手把持の場合に準じた要領で片手撃ちによる遅撃ちの「撃ち方用意」の姿勢と	

		なる。	
		4) 左腕を自然に前方に伸ばして拳銃を目の高さに構え、右手を拳銃入れの蓋の上部に置く(右手をズボン又はスカートの前面右ポケットに入れることも右手を垂れることもできる。)	
	「やめ」	1) 右足を左足に引き付けて、正面を向き左手把持による「銃を出せ」の姿勢となる。	
		2) 拳銃を胸前で右手に持ち替え「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
基本両手把持	「基本両手把持用意」	1) 基本の姿勢から目標に注目したまま拳銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となった後、左足を1歩横に開き両足先を約60度を開く。 2) 銃口の方を一定に保ったまま、胸前で(左手把持による場合は、拳銃を左手に持ち替え)右手を左手の手のひらで包むように握り、右手の握りを安定させる。 3) 両腕を自然に前方に伸ばして拳銃を目の高さに構える。	1) 左(右)手は、右(左)手の拳銃の握りに変化を与えないようにすること。 2) 拳銃を構えたとき両肘は伸ばすこと。 3) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。ただし、左足を1歩横に開く動作は変えないこと。
	「やめ」	左足を右足に引き付けて(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
手首両手把持	「手首両手把持用意」	1) 基本の姿勢から目標に注目したまま拳銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となった後、片手撃ちによる遅撃ちの「撃ち方用意」の姿勢となる。 2) 右腕を自然に前方に伸ばして拳銃を目の高さに構え、左手を伸ばして親指を上、右手首を内側から握って支える。	1) 左(右)手は、右(左)手の拳銃の握りに変化を与えないようにすること。 2) 拳銃を構えたとき両肘は伸ばすこと。 3) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。
	「やめ」	左足を右足に引き付けて、正面を向き(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
支え両手把持(右・左)	「支え両手把持用意」	1) 基本の姿勢から目標に注目したままけん銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となった後、左足を右足の前1歩の位置に踏み出す。 2) 左腕を前方に伸ばし、左手4指をそろ	1) 親指の上に銃身を乗せないこと。 2) 左手による訓練も実施すること。 (把持は、左手把持要領に

		えて上方に伸ばし、手のひらを援護物の端に密着させ、親指は他の4指と直角になるように横に開く。	準じる。)
		3) 右腕を前方に伸ばし、左手の親指の上に右手首を乗せる。	
	「やめ」	左足を右足に引き付けて、正面を向き、「銃を出せ」の姿勢となり、けん銃を納める。	
拳両手把持	「拳両手把持用意」	1) 基本の姿勢から目標に注目したまま拳銃を取り出して「銃を出せ」の姿勢となった後、左足を1歩横に開き両足先を約60度に開く。 2) (左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え)左腕を前方に伸ばして握り拳を作り、右腕を自然に伸ばして床尾をその上に乗せて拳銃を安定させ、目の高さに構える。	1) 左(右)手は、右(左)手の拳銃の握りに変化を与えないようにすること。 2) 拳銃を構えたとき両肘は伸ばすこと。 3) 上体は、極端に前後に傾けないこと。 4) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。
	「やめ」	左足を右足に引き付けて(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	ただし、左足を1歩横に開く動作は変えないこと。

備考

- 1 訓練に先立ち「弾倉を改め」及び「弾倉を開け」(自動式拳銃にあっては、「弾倉を外せ」及び「薬室を改め」)の動作を行わせ、弾倉内に弾が装填されていないことを点検及び確認すること。
- 2 人差し指は、弾倉(自動式拳銃にあっては、遊底)の下に添えて伸ばし、用心金の中に入れないこと。
- 3 回転式拳銃にあっては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあっては遊底を引かないこと。
- 4 拳銃を持ち替えるときは、銃口を一定方向に保ちながら、左(右)手の手のひらで、銃把を握っている右(左)手を包むようにして行い、用心金の中に指を入れないこと。

別表第4(第5関係)

基本射撃訓練要領

1 回転式拳銃

訓練 種目	号令	撃ち方		備考
		片手撃ち	両手撃ち	

等			
射撃準備	「射撃線に着け」	射撃線に進み、あらかじめ定められた標的に正対し、基本の姿勢となる。	
	「標的番号」	標的番号の小さい方の列員から、射撃する標的を確認しながら、当該標的番号を順次呼称する。	
	「銃を出せ」	1) 右手でふたのホックを外し、ふたを上げて体側に付け、左手に持ち替え、続いて右手で安全止革を外し、左手でふたに重ねて押さえ、銃把を握って取り出す。	
		2) ひじをわきに付け、右腕を上方約 30 度に曲げて、撃鉄が右肩の約 10 センチメートル前に来るようにし、銃口の方向を右前腕の方向に合わせ、用心がねを前方に向け、人差し指は、用心がねの中に入れて弾倉の下に添えて伸ばし、けん銃を保持した後ふたを下げ、左手を元の位置に戻す。	
	「弾倉を改め」	1) 銃口を左斜め下方に向けて、けん銃を身体の中央の前で腰の位置まで下げるとともに、けん銃に注目し、左手たなごころを用心がねに当ててけん銃を下から持ち、右手の親指で指掛けを操作して左手の中指及び薬指で弾倉を完全に内側に押し開き、左手の親指を上にして握る。	
		2) 拳銃に注目したまま、右手を銃把から外して弾倉内を点検した後、右手で銃把を握り、左手の中指及び薬指を添えたまま左手の親指で弾倉を閉じ、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	
	「たまを何発込め」	1) 「弾倉を改め」の 1) の要領により弾倉を開いた後、右手でたまを持ち、右手の親指と人差し指で、たまの薬きょう部をつまんで、左手の親指で弾倉を左に回転させながら、指示された数のたまを上部薬室から順次装てんする。	
2) 装てんが終わった後、左手の中指及び薬指を添え、弾倉の空薬室を撃針孔に対面させるように(空薬室のない場合は、この限りでない。)左手の親指で弾倉を閉じ、「銃を出せ」の姿勢に戻る。			
「右用意」	「銃を出せ」の姿勢で標的に正対したまま右方の安全を確認する。	右方及び左方の安全確認は、顔を動かさず行うこと。	
「左」	「銃を出せ」の姿勢で標的に正対したまま左方の安全		

	用意」	を確認する。	
遅撃ち	「撃ち方用意」	頭と拳銃を標的方向に保ったまま(左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え)半ば左に向き、左足を約半歩左後ろに引き、両足先を約60度を開き、左手を拳銃に添えて右手で正しく銃把を握った後、左手を垂れ、体重を両足に平均に掛ける。	(左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え)左足を1歩横に開き両足先を約60度を開き、銃口の方向を一定に保ったまま、左手を拳銃に添えて右手で正しく銃把を握った後、左手の手のひらで右手を包むように握り、又は左手の親指を上にして右手首を内側から握り、体重を両足に平均に掛ける。
	「撃ち方始め」	1) 左手を用心がねに添えながら、左手の親指で撃鉄を起し、左手を垂れ(左手をズボン又はスカートの前面左のポケットに入れることができる。)、右腕を自然に前方に伸ばして、けん銃を目の高さに構える。	1) 左手を用心がねに添えながら、左手の親指で撃鉄を起し、「撃ち方用意」の要領で右手を左手で包むように握り、又は左手の親指を上にして右手首を内側から握り両腕を自然に前方に伸ばして、けん銃を目の高さに構える。
		2) 標的が正対したら照準を始め、第1弾の射撃を行う。 3) 続いて同じ要領により撃鉄を起こして、射撃を繰り返す。	
			1) 標的は「撃ち方始め」の号令のおおむね5秒後に正対させる。 2) 拳銃を構え射撃するときのほかは、人差し指を用いて用心金の中に入れてはいけないこと。 3) 3分の時間を適宜間隔を取りながら射撃すること。 4) 射撃中に休む場合は、「撃ち方待て」の姿勢又は「銃を出せ」の姿勢(左手把持による場合は、左手把持による「銃を出せ」の姿勢)をとり、人差し指は、用心金の中に絶対に入れてはいけないこと。 5) 撃鉄を起こす位置は、片手撃ちの場合にあっては「銃を出せ」(左手把持による場合にあっては、左手把持による「銃を出せ」の姿勢)、両手撃ちの場合にあっては「胸の前」とすること。 6) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。ただし、両手撃ちにおける、左足を1歩横に開く

			動作は変えないこと。
時間 撃ち (シ ング ルア クシ ョン)	「撃 ち方 用意」	遅撃ちの「撃ち方用意」の要領に同じ。	1) 遅撃ちの備考の1)、2)及び6)に同じ。 2) 射撃を行った後は、照星を見失わないようにして、照準を素早く行うこと。
	「撃 ち方 始め」	1) 遅撃ちの「撃ち方始め」の要領により、第1弾の射撃を行う。	後は、照星を見失わないようにして、照準を素早く行うこと。 3) 両手撃ちの場合において左手の親指で撃鉄を起こすときは、右手の拳銃の把持に影響を与えないようにすること。
		2) 第1弾射撃を行った後は、拳銃を構えたまま動かさないようにして右手の親指で撃鉄を起こし、第2弾の射撃を行う。	
		3) 続いて同じ要領で射撃を繰り返す。	
時間 撃ち (ダ ブル ア クシ ョン)	「撃 ち方 用意」	遅撃ちの「撃ち方用意」の要領に同じ。	1) 遅撃ちの備考の1)、2)及び6)に同じ。 2) 銃把は強く握り、手首を固定し、右肘を真っすぐ伸ばし引き金を一気に引く。
	「撃 ち方 始め」	1) 右腕を自然に前方に伸ばして、拳銃を目の高さに構える(左手はズボン又はスカートの前左ポケットに入れることができる。)	3) 射撃を行った後は、照星を見失わないようにして、照準を素早く行うこと。
		1) 「撃ち方用意」の要領で右手を左手で包むように握り、又は左手親指を上から右手首を内側から握り、両腕を自然に前方に伸ばして拳銃を目の高さに構える。	
		2) 標的が正対したら照準を始め、撃鉄を起こさないうまま引き金を引いて第1弾の射撃を行う。 3) 続いて同じ要領で射撃を繰り返す。	
速撃 ち	「撃 ち方 用意」	遅撃ちの「撃ち方用意」及び「撃ち方始め」の1)の要領により拳銃を構えた後、銃身の先端が射撃台の前部に接するよう拳銃を斜め下方に下ろす。	1) 「撃ち方用意」で、拳銃を斜め下方に下ろした後、きょ銃及び照準の動作を繰り返すことができる。
	「撃 ち方 始め」	1) 標的が正対したら右腕を上げて照準を始め第1弾の射撃を行う。 2) 第1弾の射撃を行った後、拳銃を元の位置に下ろし、右手又は左手の親指で撃鉄を起こし、標的が正対	1) 標的が正対したら両腕を上げて照準を始め第1弾の射撃を行う。 2) 第1弾の射撃を行った後、拳銃を元の位置に下ろし、右手又は左手の親指で撃鉄を起こし、標的が正対
			2) 「撃ち方用意」の号令のおおむね10秒後に標的を隠す。 3) 標的が隠れ

		<p>したら右腕を上げて照準を始め第2弾の射撃を行う。</p> <p>3) 続いて同じ要領により、射撃を繰り返す。</p>	<p>したら両腕を上げて照準を始め第2弾の射撃を行う。</p>	<p>たら、きょ銃及び照準の動作をやめ、拳銃を斜め下方に下ろして待機すること。</p> <p>4) 標的を隠した後、おおむね3秒後に「撃ち方始め」の号令を掛ける。</p> <p>5) 標的は、「撃ち方始め」の号令のおおむね7秒後に正対させる。</p> <p>6) 「撃ち方始め」から標的が現れるまでの7秒間は、腕を上げないこと。</p> <p>7) 両手撃ちの場合は、拳銃を斜め下方に下ろして待機しているとき、前屈姿勢をとらないように注意すること。</p> <p>8) 遅撃ちの備考の6)に同じ。</p>
応用 速撃ち	「撃ち方用意」	速撃ちの「撃ち方用意」の要領に同じ。		1) 速撃ちの備考に同じ。
	「撃ち方始め」	速撃ちの「撃ち方始め」の要領に同じ。ただし、各射撃は、それぞれ5個の圈的のうちの1個の圈的に対し、重複しないように行う。		2) 各圈的に対する射撃順序は任意とする。
射撃の一時中止	「撃ち方待て」	1) そのままの姿勢で、右手の人差し指を引き金から外して弾倉の下に添えて伸ばし、撃鉄を起こしているときは左手の親指を撃鉄の前に入れ、撃鉄を起こしていないときは左手の親指で撃鉄の後方を押さえた後左手の人差し指と中指で銃身を挟み、他の2指を用心金に当てる。		1) 射撃を再開するときは、安全を確認の上、「撃ち方用意」の号令から開始するものとする。

		<p>2) 左肘を脇に付け、胸前の中央約 10 センチメートルで銃口を斜め上方に向け、左手で拳銃を支え、右手を垂れる。</p>	<p>2) 足の位置は、そのまま、拳銃を「銃を出せ」(左手把持による場合は、左手把持による「銃を出せ」)の位置に引き付ける。 3) 用心金は、標的に正しく向けること。 4) 拳銃の撃鉄の位置は、体の中央の約 10 センチメートル前、高さは、おおむね第 1 ボタン(冬服上衣を基準)とすること。 5) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。</p>	
射撃終了	「撃ち方やめ」	<p>1) 撃鉄を起こしていないときは、目標に真っすぐ向きながら、後方の足を前方の足に引き付けて(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、「銃を出せ」の姿勢に戻る。 2) 撃鉄を起こしているときは、左手の親指を撃鉄の前に入れ左手の人差し指と中指で銃身を挟み、他の指を用心金に当てて、右胸前で拳銃を支える。 3) 右手の親指で撃鉄を軽く押さえながら引き金を引き、撃鉄が動き始めると同時に必ず右手の人差し指を引き金から外した後、左手の親指を外して撃鉄を静かに下ろし、後方の足を前方</p>	<p>1) 撃鉄を起こしていないときは、目標に真っすぐ向きながら、左足を右足に引き付けて(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、「銃を出せ」の姿に戻る。 2) 撃鉄を起こしているときは、左手の親指を撃鉄の前に入れ左手の人差し指と中指で銃身を挟み、他の指を用心金に当てて、胸前の中央で拳銃を支える。 3) 右手の親指で撃鉄を軽く押さえながら引き金を引き、撃鉄が動き始めると同時に必ず右手の人差し指を引き金から外した後、左手の親指を外して撃鉄を静かに下ろし、左足を右足に引</p>	<p>1) 回転する標的を用いるときは、標的を隠すことをもって、この号令を省略することができる。 2) 「撃ち方やめ」の号令が掛かったときは、直ちに人差し指を引き金から外して、用心金の外に出し、弾倉の下に添えて伸ばすこと。 3) 拳銃に注目して行うこと。 4) 撃鉄が起きている場合は、安全に撃鉄を下ろすこと。安全な撃鉄の</p>

	の足に引き付け、正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	き付け、正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	下ろし方については、反復訓練し、確実に体得すること。 5) 左手把持による場合は、右手把持の要領2)及び3)に準じる。
「たまを抜け」	1) 「弾倉を改め」の1)の要領で弾倉を開いた後右手の手のひらを弾倉後部に当てて銃口を上方に向け、左手の親指で排きょう子かんを押してたまを抜き出し、右手の手のひらに受ける。 2) 銃口を左下方に向けて残弾のないことを確かめた後、たまをズボン又はスカートの前面右ポケットに納め、「弾倉を改め」の2)の要領で弾倉を閉じ「銃を出せ」の姿勢に戻る。		回転式けん銃にあつては、抜き出したたまを射撃台の上に置させることができる。
「銃を納め」	1) けん銃に注目しながら、右手の親指の先、撃鉄後部のくぼんだ部分を押さえた後、左手でふたと安全止革を上げて体側に付け、銃口を下方に向けて納める。 2) 安全止革をホックで留め、ふたを右手に持ち替えて下げた後、ふたのホックを留め、両手を同時に垂れるとともに、頭を元の位置に戻す。		けん銃をけん銃つりひもから取り外して訓練するときには、「銃を置け」、「採点」、「銃を納め」の号令を用いること。
「採点」	標的上の弾こんを確認した後、弾こんを修正する。		

2 自動式拳銃

訓練種目等	号令	撃ち方		備考
		片手撃ち	両手撃ち	
射撃準備	「射撃線に着け」	射撃線に進み、あらかじめ定められた標的に正対し、基本の姿勢となる。		
	「標的番号」	標的番号の小さい方の列員から、射撃する標的を確認しながら、当該標的番号を順次呼称する。		
	「銃を出せ」	1) 右手で蓋のホックを外し、蓋を上げて体側に付け、左手に持ち替え、続いて右手で安全止革を外し、左手で蓋を重ねて押さえ、銃把を握って取り出す。		

	<p>2) 肘を脇に付け右腕を上方約 30 度に曲げて、撃鉄が右肩の約 10 センチメートル前に来るようにし、銃口の方向を右前腕の方向に合わせ、用心金を前方に向け、人差し指は、用心金の中に入れて遊底の下に添えて伸ばし、拳銃を保持した後、蓋を下げ、左手を元の位置に戻す。</p>	
「弾倉を外せ」	<p>1) けん銃の銃身を軸に右に約 45 度回し、けん銃に注目しながら左手の手のひらを下に向けて左手の親指で弾倉駐子を押し、人差し指で弾倉を半ば抜き出した後、左手の親指を下にし、左手の手のひらを右前方に向けて弾倉底に当て(一部の自動式けん銃にあっては、けん銃に注目しながら、左手の手のひらを右前方に向けて弾倉底に当て、右手の親指で弾倉駐子を押し)、左手で弾倉室から弾倉を抜き出す。</p> <p>2) 充てん口を下に向けて、ズボン又はスカートの前面左のポケットに納め、「銃を出せ」の姿勢に戻る。</p>	<p>自動式けん銃の弾倉を外したときは、これを射撃台の上に置させることができる。この場合において、弾倉の充てん口は前方に向かせるものとする。</p>
「薬室を改め」	<p>1) 右手の親指で安全栓を外し、けん銃を体の中央で銃身を軸に左に約 45 度倒し、遊底滑り止めを左手の人差し指と親指で順手につまみ、左手の他の指を人差し指に添えて強く握り、けん銃の後方に十分引いて薬室内を点検した後、遊底を放すと同時に「銃を出せ」の姿勢となる。</p> <p>2) 右肩前で、左手の親指で撃鉄解除レバーを押し下げた後左手の親指を放すことにより撃鉄を半起こしにし(一部の自動式けん銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。</p>	<p>両手を伸ばした状態で、右手で銃を押し出すようにしながら左手で遊底を強く引く。</p>
「弾倉にたまを何発込め」	<p>1) けん銃をいったん納めた後(安全止革及びふたのフックを留めることを要しない。)、ズボン又はスカートの前面左のポケットから弾倉を取り出し、弾倉の充てん口を上にし、弾倉底の突出部を右方に向けて、身体の中央の前で弾倉を左手で握り、右手でたまを取り出し、弾倉及びたまに注目しながら、右手の親指と人差し指でたまの薬きょう部をつまみ、左手の親指を添えて、薬きょう起線部で受筒板を押しながら指示された数のたまを充てんする。</p> <p>2) 弾倉を左手の手のひらに乗せ、弾倉充てん口を前方にし、かつ、弾倉底の突出部を右方に向けて親指で軽く押さえ、左ひじをわきに付け、左腕を直角に曲げ、左手の手のひらを上に向ける。</p> <p>3) けん銃を取り出し左手をそのままにして「銃を出せ」の姿勢となる。</p>	

「弾倉をはめ」	けん銃を銃身を軸に右に約45度回し、けん銃に注目しながら左手で弾倉を弾倉室に挿入し、左手の手のひらで弾倉駐子に掛かるまで押し付けた後、「銃を出せ」の姿勢に戻る。		
「弾を込め」	右手の親指で安全栓を外し、拳銃を体の中央で遊底滑り止めを左手の人差し指と親指で順手につまみ、左手の他の指を人差し指に添えて強く握り、拳銃の後方に十分引いて一挙に放し、「薬室を改め」の2)の要領により撃鉄を半起こしの状態にし(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け「銃を出せ」の姿勢に戻る。		1) 両手を伸ばした状態で、右手で銃を押し出すようにしながら左手で遊底を強く引く。 2) 一部の自動式拳銃にあっては、「弾を込め」の動作を行わず、「銃を出せ」の姿勢で待機すること。
「右用意」	「銃を出せ」の姿勢で標的に正対したまま右方の安全を確認する。		右方及び左方の安全確認は、顔を動かさず行うこと。
「左用意」	「銃を出せ」の姿勢で標的に正対したまま左方の安全を確認する。		
遅撃ち	「撃ち方用意」 右手の親指で安全栓を外し、頭と拳銃を標的方向に保ったまま(左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え)半ば左に向き、左足を約半歩左後ろに引いて両足先を約60度を開き、左手を拳銃に添えて右手で正しく銃把を握った後、左手を垂れ、体重を両足に平均に掛ける。	右手の親指で安全栓を外し、(左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え)左足を1歩横に開いて両足先を約60度を開き、銃口の方向を一定に保ったまま、左手を拳銃に添えて右手で正しく銃把を握った後、左手の手のひらで右手を包むように握り、又は左手の親指を上を右手首を内側から握り、体重を両足に平均に掛ける。	1) 標的は「撃ち方始め」の号令のおおむね5秒後に正対させる。 2) 拳銃を構え射撃するときのほかは、人差し指を用い金の中に入れないこと。 3) 3分の時間を適宜間隔を取りながら射撃すること。
「撃ち方始め」	1) 左手を用心金に添えながら、左手の親指で撃鉄を起こした後(射撃準備で「弾を込め」を行わない自動式拳銃にあっては弾を込めた後)、左手を垂れ(左手をズボン又はスカートの前面左のポケットに入れるこ	1) 左手を用心金に添えながら、左手の親指で撃鉄を起こした後(射撃準備で「弾を込め」を行わない自動式拳銃にあっては、弾を込めた後)、回転式拳銃の両手撃ちの「撃ち方用意」の要領により、右手を左手	4) 射撃中に休む場合は、「撃ち方待て」の姿勢又は「銃を出せ」の姿勢(左手把持による場合は、左手把持による「銃を出せ」の姿勢)をと

		とができる。)、右腕を自然に前方に伸ばして、拳銃を目の高さに構える。	で包むように握り、又は左手の親指を上右手首を内側から握り、両腕を自然に前方に伸ばして拳銃を目の高さに構える。	り、人差し指は、用心金の中に絶対に入れないこと。 5) 左手把持による場合は、右手での把持要領に準じる。ただし、両手撃ちにおける、左足を1歩横に開く動作は変えない。
		2) 標的が正対したら照準を始め、第1弾の射撃を行う。		
		3) 続いて第2弾以降の射撃を行う。		
時間撃ち	「撃ち方用意」	遅撃ちの「撃ち方用意」の要領に同じ。		1) 遅撃ちの備考の1)、2)及び5)に同じ。 2) 射撃を行った後は、照星を見失わないようにして、照準を素早く行うこと。
	「撃ち方始め」	1) 遅撃ちの「撃ち方始め」の要領により、第1弾の射撃を行う。 2) 第1弾の射撃を行った後は、拳銃を構えたまま動かさないようにして第2弾以降の射撃を行う。		
速撃ち	「撃ち方用意」	遅撃ちの「撃ち方用意」及び「撃ち方始め」の1)の要領により拳銃を構えた後、銃身の先端が射撃台の前部に接するよう拳銃を斜め下方に下ろす。		1) 「撃ち方用意」で拳銃を斜め下方に下ろした後、きょ銃及び照準の動作を繰り返すことができる。 2) 「撃ち方用意」の号令のおおむね10秒後に標的を隠す。 3) 標的が隠れたら、きょ銃及び照準の動作をやめ、拳銃を斜め下方に下ろして待機すること。 4) 標的を隠した後、おおむね3秒後に「撃ち方始め」の号令を掛ける。 5) 標的は、「撃ち方始め」の号令のおおむね7秒後
	「撃ち方始め」	1) 標的が正対したら右腕を上げて照準を始め、第1弾の射撃を行う。 2) 第1弾の射撃を行った後は、拳銃を元の位置に下ろし、標的が正対したら、右腕を上げて照準を始め、第2弾の射撃を行う。 3) 続いて同じ要領により、射撃を繰り返す。	1) 標的が正対したら両腕を上げて照準を始め、第1弾の射撃を行う。 2) 第1弾の射撃を行った後は、拳銃を元の位置に下ろし、標的が正対したら、両腕を上げて照準を始め、第2弾の射撃を行う。	

			<p>に正対させる。</p> <p>6) 「撃ち方始め」から標的が現れるまでの7秒間は、腕を上げないこと。</p> <p>7) 両手撃ちの場合は、拳銃を斜め下方に下ろして待機しているとき、前屈姿勢をとらないように注意すること。</p> <p>8) 遅撃ちの備考の5)に同じ。</p>
応用速撃ち	「撃ち方用意」	速撃ちの「撃ち方用意」の要領に同じ。	<p>1) 速撃ちの備考に同じ。</p> <p>2) 各圈的に対する射撃順序は任意とする。</p>
撃ち方始め	「撃ち方始め」	速撃ちの「撃ち方始め」の要領に同じ。ただし、各射撃は、それぞれ5個の圈的のうちの1個の圈的に対し、重複しないように行う。	
射撃の一時中止	「撃ち方待て」	<p>1) そのままの姿勢で、人差し指を引き金から外して遊底の下に添えて伸ばし(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、左手の人差し指と中指で銃身を挟み、他の2指を用心金に当てる。</p> <p>2) 回転式拳銃の「撃ち方待て」の2)の要領に同じ。</p>	<p>1) 射撃を再開するときは、安全を確認の上、「撃ち方用意」の号令から開始するものとする。</p> <p>2) 足の位置はそのまま、拳銃を「銃を出せ」の位置に引き付ける。</p> <p>3) 用心金は標的に正しく向けること。</p> <p>4) 左手親指は銃把の後部に添えること。</p> <p>5) 拳銃の撃鉄の位置は、体の中央の約10センチメー</p>

				トル前、高さは、おおむね第1ボタン(冬服上衣を基準)とすること。
射撃終了	「撃ち方やめ」	撃ち終わったときはそのまま、撃ち終わらないときは、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、左足を右足に引き付け、正面を向き、「銃を出せ」の姿勢に戻る。 左手把持による場合で、撃ち終わったときは、拳銃を胸前で右手に持ち替え、撃ち終わらないときは、拳銃を胸前で右手に持ち替え、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、右足を左足に引き付け、正面を向き、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	撃ち終わったときはそのまま、撃ち終わらないときは、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、左足を右足に引き付け、「銃を出せ」の姿勢に戻る。 左手把持による場合で、撃ち終わったときは、拳銃を胸前で右手に持ち替え、撃ち終わらないときは、拳銃を胸前で右手に持ち替え、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、左足を右足に引き付け、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	1) 回転する標的を用いるときは、標的を隠すことをもって、この号令を省略することができる。 2) 「撃ち方やめ」の号令が掛かったときは、直ちに人差し指を引き金から外して、用心金の外に出し、遊底の下に添えて伸ばすこと。
	「たまを抜け」	1) 撃ち終わって射撃をやめるには、「弾倉を外せ」の1)の要領により、弾倉を弾倉室から抜き出した後、充てん口を下に向けてズボン又はスカートの前面左のポケットに納め、「薬室を改め」の1)の要領により遊底を戻した後「薬室を改め」の2)の要領により撃鉄を半起こしにするとともに(一部の自動式けん銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。「弾倉をはめ」の要領により、ズボン又はスカートの前面左のポケットに納めている弾倉を取り出し、弾倉室に挿入し「銃を出せ」の姿勢に戻る。		
		2) 撃ち終わらない段階で射撃をやめるには、「弾倉を外せ」の要領により、弾倉を抜き出した後、充てん口を下に向けて、ズボン又はスカートの前面左のポケットに納め、けん銃をそのままに保ち、右手の親指で安全栓を外し、遊底滑り止めを左手の親指と人差し指で逆につま		自動式けん銃にあっては、薬室及び弾倉から抜き出したたまを射撃台の上に置させること

	み、左手の他の指を人差し指に添えて強く握り、けん銃の後方に十分引き、けん銃を右前方に傾けて、薬室内のたまを左手の手のひらの中に落とす。「薬室を改め」の1)の要領により薬室内を点検した後遊底を戻し、「薬室を改め」の2)の要領により撃鉄を半起こしにするとともに(一部の自動式けん銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。けん銃をいったん納めた後(安全止革及びふたのホックを留めることを要しない。)、薬室から抜き出したたまを右手の手のひらに移し、左手でズボン又はスカートの前面左のポケットに納めている弾倉を取り出し充てん口を上にし、かつ、弾倉底の突出部を右方に向けて身体の中央の前で弾倉を左手で握り、弾倉及びたまに注目しながら左手の親指でたまの薬きょう部を右下に押すとともに、右手の親指と人差し指で薬きょう部をつまんでたまを右方に抜き出しズボン又はスカートの前面右ポケットに納める。「銃を出せ」の要領によりけん銃を取り出し、「弾倉をはめ」の要領により弾倉を弾倉室に挿入した後、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	ができる。
「銃を納め」	1) 拳銃に注目しながら、左手でふたと安全止革を上げて体側に付け、銃口を下方に向けて納める。 2) 安全止革をホックで留め、ふたを右手に持ち替えて下げた後、ふたのホックを留め、両手を同時に垂れるとともに、頭を元の位置に戻す。	けん銃をけん銃つりひもから取り外して訓練するときには、「銃を置け」、「採点」、「銃を納め」の号令を用いること。
「採点」	標的上の弾こんを確認した後、弾こんを修正する。	

備考

1 訓練実施上の留意事項(回転式・自動式共通)

- (1) 実射訓練は、15メートルないし25メートルとする。
- (2) 基本射撃訓練種目の内、ダブルアクションでの「時間撃ち」については、先ず2発又は3発を発射し、一呼吸後再度2発又は3発を発射させるなど、現場を想定した射撃訓練を行うこと。
- (3) 「銃を出せ」の姿勢から休ませるときは、「休め」の号令を用い、「撃ち方待て」の要領により、左手で拳銃を支え、右手を垂れるとともに左足を約20センチメートル横に開かせるものとする。元の姿勢に戻すときは、「気をつけ」の号令を用いる。
- (4) 「右用意」から「撃ち方始め」まで(速撃ち及び応用速撃ちにあっては、「右用意」から「撃ち方用意」まで)の各号令間の間隔は、おおむね3秒間とする。

- (5) 自動式拳銃の両手撃ちにあっては、拳銃を把持していない方の手の親指部分を遊底の後方部分に置かないこと。
- (6) 所定の射撃を終えた訓練員は、指揮官があらかじめ指示したときは、各個に「弾を抜け」の動作を行った後、拳銃を納めて射撃線の後方2歩の位置に下がって「休め」の姿勢で待機する。
- (7) 拳銃を構えるときは、腕を最短距離で前方に伸ばすこと。
- (8) 拳銃を持ち替えるときは、銃口を一定方向に保ちながら、左(右)手の手のひらで、銃把を握っている右(左)手を包むようにして行い、用心金の中に指を入れないこと。

2 一部の自動式拳銃

2の自動式拳銃における「一部の自動式拳銃」とは、それぞれ以下の銃種を指す。

- (1) 「弾倉を外せ」の号令により弾倉駐子を押し出す動作を行うもの
 - ア 「S&W モデル 3913」
 - イ 「ワルサーPPK」
- (2) 撃鉄を半起こしする動作を要しないもの
 - ア 「S&W モデル 3913」
 - イ 「ワルサーPPK」
- (3) 「弾を込め」の号令で弾を込める動作を要しないもの
 - ア 「S&W モデル 3913」

別表第5(第5関係)

特殊訓練弾による訓練要領

1 訓練場所

訓練の場所は、射撃場又は次の危険防止等の措置を施した場所とする。

場所	設置の基準	備考
屋内 (講堂、教場、体育館、道場等)	1 標的は、後方に壁がある場所を選定して設置すること。 2 標的後方の壁及び窓ガラス等弾頭によって破損するおそれがあるものの前面には、毛布等の遮断幕を壁等から30センチメートル以上離して設置すること。 3 標的枠、標的止め金具等で跳弾の原因となりやすい部分は、緩衝物で覆うこと。 4 跳弾の発生及び弾頭の破損を防止するため、射座から標的までの床面になるべくビニール等を敷くこと。	遮断幕は、たまの威力を吸収する材質のものを使用すること。
屋外	1 ロープ等を張って、訓練区域を明確にするこ	

(運動場、中庭等)	と。 2 屋内の1から4までに準じて措置すること。 3 射座から標的までの床面にビニール等を敷かないときは、小石、木片等は取り除いておくこと。	
-----------	---	--

2 射撃距離

射撃距離は、5メートルから7メートルとする。

3 標的

標的は、基本標的又は人像標的の縮小標的等それぞれ工夫したものをを用い、照準点と弾着の誤差を考慮して設置するものとする。

4 訓練実施上の留意事項

- (1) 特殊訓練弾による訓練は、応用射撃を中心とした訓練とする。
- (2) 空撃ちによる射撃動作の訓練を十分行った後に行うこと。
- (3) 外部から容易に見通せない場所を選定すること。
- (4) 実包と特殊訓練弾とを混同しないように十分注意するとともに、たまを込めるときは、特殊訓練弾であることを確認すること。
- (5) 特殊訓練弾は、実包に比べて発射力が弱いいため停弾することがあるので、常に発射音及び弾着に注意すること。
- (6) 特殊訓練弾は、不発の際に撃発後しばらくしてから弾頭が飛び出すこと(遅発)があるので、発射音に異常があったとき又は不発と思われるときは、銃口をのぞかないこと。
- (7) 特殊訓練弾による訓練は興味本位になりやすく、また、威力が小さいため安易感を抱きがちであるが、訓練に当たっては、実射訓練と同様に安全規則を厳守すること。

別表第6(第5関係)

応用射撃訓練要領

訓練種目	号令	要領	備考
高撃ち	「高撃ち用意」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、右(左)足を半歩右(左)斜め前に踏み出す。 2) 拳銃を取り出し左足又は右足を大きく1歩前に踏み出して前方の足の膝を曲げ(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し)、基本両手把持又は手首両手把持の要領により拳銃を構える。	1) 右(左)足のかかとを地面に着けて身体の安定を図ること。 2) 左(右)足の爪先は、目標に向けること。 3) 拳銃は、目の高さに構えて照準すること。
	「撃ち方始」	回転式拳銃にあっては右手又は左手の親指で撃鉄を起こし、自動式拳銃にあっては薬室に	4) 構えたときの後方の足の膝については、曲げることも

	め」	弾を込めて射撃する。	伸ばすこともできる。
	「撃ち方やめ」	後方の足を前方の足に引き付けながら正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	5) 左手把持による場合において、自動式拳銃による場合は、安全栓を外した後に拳銃を胸前で左手に持ち替え、右手把持の要領に準じて薬室に弾を込める。
膝撃ち	「膝撃ち用意」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、左足又は右足を大きく1歩前に踏み出す。 2) 右膝又は左膝を地面に着け、拳銃を取り出し(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し)、基本両手把持又は手首両手把持の要領により拳銃を構える。	1) 膝を着けた足の爪先は、立てておくこと。 2) 踏み出した足の爪先は、目標に向けること。 3) 拳銃は、目の高さに構えて照準すること。
	「撃ち方始め」	回転式拳銃にあっては右手又は左手の親指で撃鉄を起こし、自動式拳銃にあっては薬室に弾を込めて射撃する。	4) 高撃ちの備考の5)に同じ。
	「撃ち方やめ」	後方の足を前方の足に引き付け、立ち上がりながら正面を向き(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	
腰撃ち	「腰撃ち用意」	基本の姿勢から、目標に注目したまま、左足を半歩横に踏み出して立つ。	1) 中腰の姿勢とは、両膝を曲げ、上体は前傾にして両腕を伸ばし、銃を水平にした姿勢をいう。
	「撃ち方始め」	右足を右斜め後ろに引き、身体を沈めながら拳銃を急速に取り出し(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し、急速に薬室にたまを込め)、中腰の姿勢となって、拳銃を基本両手把持の要領により把持し、身体の中央でおおむね胸の高さに構え射撃する。	2) 拳銃の高さは、犯人(標的)との距離に応じて腹部から目の高さとする事ができる。 3) 射撃に際しては、照星、照門による照準をしないこと。ただし、目の高さに構えたときは、照準をすることができる。
	「撃ち方やめ」	右足を左足に引き付けながら(左手把持による場合は、拳銃を胸前で持ち替え)「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	4) 人差し指を引き金に掛ける時期は、銃口が訓練員の身体より前方に向いたときとする。 5) 自動式拳銃にあっては、事前に薬室に弾を込めた状態での訓練も実施すること。 6) 高撃ちの備考の5)に同

			じ。
右 隠 れ 撃 ち	「右隠れ撃ち用意」	1) 援護者の右端の内側後方1歩の位置に基本の姿勢で立つ。 2) 左足を右足の前に出す。 3) 目標に注目したまま、拳銃を取り出し(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し)、左手の手のひらを援護物に密着させ、左手の親指を直角に開いて、援護物の右横に出し、右手首を左手の親指の上に乗せて拳銃を構える。	1) 左手は、人差し指がわずかに援護物の右端の線から出るように密着させ、身体はできるだけ援護物に隠れるようにすること。 2) 身体を援護物に寄り掛けないで照準すること。 3) 両腕を伸ばし上体は正面に向けること。 4) 右手の親指は援護物に接しないようにすること。 5) 左手の親指の上に銃身を乗せないこと。 6) 右目で照準をすること。 7) 基本両手把持又は手首両手把持の要領に準じた構えでも行うことができる。
	「撃ち方始め」	回転式拳銃にあっては右手の親指で撃鉄を起し、自動式拳銃にあっては薬室に弾を込めて射撃する。	
	「撃ち方やめ」	左足を右足に引き付けながら正面を向き、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	
左 隠 れ 撃 ち	「左隠れ撃ち用意」	1) 援護物の左端の内側後方1歩の位置に基本の姿勢で立つ。 2) 右足を左足の前に出す。 3) 目標に注目したまま、拳銃を取り出し(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し)、身体の胸前の中央で、左手に拳銃を持ち替える。 4) 右腕を水平に伸ばし、右手の手のひらを援護物に密着させ、右手の親指を直角に開いて、援護物の左横に出し、左手首を右手の親指の上に乗せて拳銃を構える。	右隠れ撃ちの備考に同じ。この場合において、「右」とあるのは「左」と、「左」とあるのは「右」と読み替えるものとする。
	「撃ち方始め」	回転式拳銃にあっては左手の親指で撃鉄を起し、自動式拳銃にあっては薬室に弾を込めて射撃する。	
	「撃ち方やめ」	1) 右足を左足に引き付けながら正面を向く。 2) 拳銃を胸前の中央で右手に持ち替え、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	
依 託 隠 れ	「依託隠れ撃ち用意」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、右(左)足を半歩右(左)斜め前に踏み出す。 2) 身体を沈めながら射撃台に身を隠して拳銃を取り出し(自動式拳銃にあっては、右手	1) 射撃台に身を隠すときは、標的の回転が判別できる程度にすること。 2) 目と銃口が射撃台の上部

撃ち		の親指で安全栓を外し)、射撃台の上で、基本両手把持又は手首両手把持の要領により拳銃を構える。	とほぼ同じ高さであること。 3) 右膝又は左膝を地面に着けることができる。 4) 後方の爪先は立てること。 5) 人差し指を引き金に掛ける時期は、標的が動き始めたときとすること。 6) 射撃台に依託する部位は拳銃から手首までの任意の部位とすること。 7) 高撃ちの備考の5)に同じ。
	「撃ち方始め」	回転式拳銃にあっては右手又は左手の親指で撃鉄を起し、自動式拳銃にあっては薬室に弾を込めて射撃する。	
	「撃ち方やめ」	(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え)後方の足を前方の足に引き付け、立ち上がりながら正面を向き、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	
伏せ撃ち	「伏せ撃ち用意」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、左足を半歩前に出し、右手で拳銃を握る。 2) 右膝及び左膝を順次地面に着け、拳銃を取り出し、腰に構える。 3) 左手を逆にして地面に着け、更に、右肘を地面に着けて身体を伏せ(自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し)、基本両手把持又は拳両手把持の要領により、拳銃を構える。	1) 身体を伏せるときは、銃口が地面に接しないようにすること。 2) 身体を伏せたときの両足は、状況に応じて適宜開閉すること。 3) 訓練員の体格又は地形に応じて両手把持の要領を替えてもよい。 4) 高撃ちの備考の5)に同じ。
	「撃ち方始め」	回転式拳銃にあっては右手又は左手の親指で撃鉄を起し、自動式拳銃にあっては薬室に弾を込めて射撃する。	
	「撃ち方やめ」	1) (左手把持による場合は、拳銃を構えた位置で右手に持ち替え)上体を左肘で支えて右を向け、拳銃を腰に構えて左足を内側に曲げる。 2) 左手と左肘で上体を起し、大きく右足を前に踏み出して立ち、左足を右足に引き付けながら正面を向き、「銃を出せ」の姿勢となり、弾を抜き、拳銃を納める。	
総合射撃	「総合射撃用意」	「高撃ち用意」の要領に同じ。	1) 射撃時間は、おおむね1分以内とすること。 2) 訓練員の間隔は2メートル以上とすること。
	「撃ち方始め」	高撃ちで2発、右隠れ撃ち又は左隠れ撃ちで2発及び腰撃ちで1発を射撃する。	
	「撃ち方やめ」	腰撃ちの「撃ち方やめ」の要領に同じ。	

め」		
----	--	--

備考

- 1 分解動作で要領を体得させた後、一連の動作が円滑にできるようにすること。
- 2 実射訓練は、空撃ち訓練及び特殊訓練弾による訓練を十分に行った後に行うこと。
- 3 訓練に当たっては、シングルアクション射撃のみならずダブルアクション射撃による射撃訓練も積極的に実施すること。
 なお、ダブルアクション射撃の場合は、銃把を強く握り手首を固定し、拳銃を把持している方の腕の肘を真っすぐに伸ばし、引き金を一気に引くこと。
- 4 「銃を出せ」の姿勢から休ませるときは、「休め」の号令を用い、「撃ち方待て」の要領により、左手で拳銃を支え、右手を垂れるとともに左足を約 20 センチメートル横に開かせるものとする。元の姿勢に戻すときは、「気をつけ」の号令を用いる。
- 5 実射訓練の射撃距離は、15 メートル(腰撃ちにあっては、10 メートル)とする。
- 6 自動式拳銃の両手撃ちにあっては、拳銃を把持していない方の手の親指部分を遊底の後方部分に置かないこと。
- 7 訓練が進んだ段階においては、「撃ち始め」の号令によって、「撃ち用意」及び「撃ち方始め」の動作を連続して行わせることができる。
- 8 基本射撃用の標的のほか、特殊標的(人像標的、移動標的、隠顕標的等)、ビデオ、スライド等を活用して、使用判断と関連づけ、創意工夫した実戦的な訓練の徹底を図ること。
- 9 薄明時、駆け足後及び前後左右に移動しながらの射撃等諸般の状況を設定して、実戦的な訓練の徹底を図ること。
- 10 訓練に当たっては、訓練員に対して次のことを留意させること。
 - (1) 拳銃を構えるときは、腕を最短距離で前方に伸ばすこと。
 - (2) 拳銃を納めるときは、拳銃に注目しないで、目標を注視すること。
 - (3) 「撃ち方やめ」の号令により拳銃を納めた後、訓練を開始した位置に戻ること。
 - (4) 拳銃を持ち替えるときは、銃口を一定方向に保ちながら、左(右)手の手のひらで、銃把を握っている右(左)手を包むようにして行い、用心金の中に指を入れないこと。
- 11 総合射撃訓練については、実戦を想定して、様々な応用射撃訓練の種目の組合せにより行うこと。

別表第 7(第 5 関係)

前後移動標的射撃訓練装置による訓練要領

号令等	訓練要領
「訓練準備」	1) 指定された装備資機材の準備等を行う。 2) 準備終了後、手を挙げる等をして指揮官に合図する。
「銃を出せ」 「たまを5発込め」 「銃を納め」	たま込めを行う。
「開始線に着け」	あらかじめ指定された開始線に着く。
「訓練開始」	訓練の想定は、 1) 標的正面 犯人正面 2) 標的横 犯人視認できない。 3) 標的裏 犯人後ろ姿 4) 標的前方移動 犯人が向かってくる。 5) 標的後方移動 犯人が逃走する。 6) 標的停止 犯人が立ち止まる。 という状況が複合して、ランダムな動きを繰り返すよう設定できるので、訓練効果が上がるよう、創意工夫を凝らした訓練を実施する。
「撃ち方やめ」	「撃ち方やめ」の要領により、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
「たまを抜け」 「銃を納め」	たま抜けをして、銃を納める。

備考

- 1 射撃訓練に当たっては、指揮官の命令及び号令により、統一ある行動をとらせること。
- 2 訓練想定により、あらかじめ拳銃を取り出しておく、又は標的が正対した時点で取り出すなど、使用判断と関連付けた訓練並びに薄明時、駆け足後及び前後左右に移動しながらの射撃等、創意工夫を重ね実戦的な訓練の徹底を図ること。
- 3 使用する標的は、応用標的を基本とし、訓練の状況設定に応じた適宜のものを使用すること。
- 4 拳銃の把持は、両手把持を基本とし、シングルアクション及びダブルアクション共に訓練を実施すること。
- 5 射撃姿勢は、応用射撃訓練の姿勢である高撃ち、腰撃ち等を実施すること。

- 6 射撃を一時中止するとき又は射撃を終了したときは、拳銃を右肩前（左手把持の場合は左肩前）又は下方等安全な位置に保持すること。

別表第 8(第 5 関係)

現場に即した拳銃使用訓練要領

1 基本的訓練

訓練種目	号令	要領	備考
あらかじめの拳銃の取り出し	「取り出し始め」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、左足を 1 歩左斜め前に踏み出し、半身に構える。 2) 拳銃を取り出し、(左手把持による場合は、拳銃を腰前で銃口を前下方に向けて保持したまま左手に持ち替え)銃口を前下方に向けて手首の内側を右腰に付ける。	1) 拳銃を取り出したときは、人差し指を弾倉の下に添えて伸ばし(自動式拳銃にあつては、遊底の下に添えて伸ばし)用心金の中に指を入れないこと。 2) 銃口を前下方に向けて保持し目標に向けないこと。 3) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。
	「やめ」	左足を右足に引き付けながら正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
腰構え	「腰に構え」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、拳銃を取り出す(左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替える)とともに、左足を 1 歩横に開く。 2) 右手首を右腰に付け、銃口を目標に向けて水平に拳銃を構える。 3) 左手は、自然に垂れる。	1) 拳銃を構えたときも、人差し指を弾倉(自動式拳銃にあつては、遊底)の下に添えて伸ばし、用心金の中に指を入れないこと。 2) 腰に構えるときは、拳銃が水平になるようにすること。 3) 左手把持による場合は、右手把持の要領に準じる。
	「やめ」	左足を右足に引き付けながら正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
前構え	「前に構え」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、拳銃を取り出す（左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替える）とともに、左足を 1 歩横に開く。	腰構えの備考の 1)に同じ。
		2) 拳銃を把持している方の腕の肘を脇に付け、前腕を直角に曲げ銃口を目標に向けて身体の中央で水平に拳銃を構える。	
		3) 拳銃を把持していない方の手は、自然に垂れる。	

	「やめ」	左足を右足に引き付けながら正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
緊急構え	「緊急に構え」	基本の姿勢から、目標に注目したまま、身体を沈めながら拳銃を緊急に取り出し、中腰になるとともに、射撃しやすい姿勢となり（左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え）、片手又は両手で把持し、銃口を目標に向けて、身体の中央で突き出して構える。	1) 腰構えの備考の1)に同じ。 2) 足の位置は、自由とする。 3) 横との間隔を十分とること。
	「やめ」	後方(横の場合は左足)の足を引き付けながら（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、拳銃を納める。	
自動式拳銃の薬室への急速な弾込め	「弾を込め」	1) 基本の姿勢から、目標に注目したまま、拳銃を取り出し、右手の親指で安全栓を外し（左手把持による場合は、拳銃を胸前で左手に持ち替え）、前構えの姿勢となる。	1) 弾込めの動作は目標に注目したまま行うこと。 2) 左手把持による場合は、右手把持の要領2)に準じる。
		2) 拳銃をそのままに保ったまま、遊底滑り止めを左手の人差し指と親指で順手につまみ、素早く遊底を拳銃の後方に十分に引いて一挙に放し、弾を装填する。	
	「やめ」	左足を右足に引き付けながら正面を向き（左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち替え）、「銃を出せ」の姿勢となり、右肩前で撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛け、拳銃を納める。	
威嚇射撃	「威嚇射撃用意」	基本の姿勢から、目標に注目したまま、拳銃を取り出し（自動式拳銃にあっては、右手の親指で安全栓を外し）、前構えの姿勢となる。	1) 空撃ちにより行うこと。 2) 自動式拳銃にあっては、弾倉を外して行うこと。 3) 銃口を真上に向けて引き金を引くこと。 4) 威嚇射撃は、1発又は2発にとどめること。 5) 左手把持による場合は、自動式拳銃にあっては安全栓を外した後、拳銃を
	「撃ち方始め」	1) 「撃つぞ」と予告した後(自動式拳銃にあっては、右肩前で「弾を込め」の動作を行い)、右上腕を右耳に付けて右肘を伸ばし、銃口を上方に向けたまま、引き金を引く。 2) 撃ち終わった後、前構えの姿勢となる。	
	「撃ち方」	左足を右足に引き付けながら正面を向き(左手把持による場合は、拳銃を胸前で右手に持ち	

やめ	替え)「銃を出せ」の姿勢となり(自動式拳銃にあっては右肩前で撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。)、拳銃を納める。	胸前で左手に持ち替え、「撃ち方始め」の要領1)の動作については、右手把持の要領に準じる。
----	--	--

2 応用訓練

訓練種目	号令	要領	備考		
凶器を持って攻撃してきた犯人と対じし、拳銃を使用する訓練	「訓練隊形作れ」	1) 2列横隊となり、距離及び間隔はそれぞれ3歩とする。 2) 第1列は、回れ右とする。	1) あらかじめ列ごとに警察官及び犯人を指定すること。 2) 模擬拳銃及び模擬刀剣を使用すること。 3) 拳銃を納めるときは、犯人を注視したまま納めること。 4) 足の位置は自由とする。 5) 威嚇射撃を行わない事案も想定し、訓練を実施すること。		
	「始め」	1) 犯人は、右(左)手に短刀を把持し、「やってやる。」と大声を出しながら刃物を振り回している。 2) 警察官は、間合いを取りながら、拳銃を取り出し緊急構えとなり、「刃物を捨てる。捨てないと撃つぞ。」と予告する。 3) 犯人は、なおも大声を上げながら短刀を振りかざし、切りかかろうとする動作を繰り返す。 4) 警察官は、1発威嚇射撃を行い、緊急構えの姿勢となる。 5) 犯人は、「殺してやる。」と叫びながら、警察官に切りかかってくる。 6) 警察官は、間合いを取りながら、腰撃ちで犯人を撃つ。			
	「やめ」	元の位置に戻り(警察官にあっては、拳銃を納めた後、元の位置へ戻り)、基本の姿勢となる。			
	「訓練隊形作れ」	2列横隊となり、距離及び間隔をそれぞれ2歩とする。			
	「用意」	警察官は、警棒を取り出して右手に持ち、警笛を取り出し			
	殺人等凶悪な罪の犯人(反復性が予想され、相手に危害を加えてもその場で逮捕すべき者をいう。)を逮捕するため、拳銃を使用する訓練				1) あらかじめ列ごとに警察官及び犯人を指定すること。 2) 模擬拳銃を使

		て、左手に持つ。	用すること。
「始め」	1)	犯人は、刃物又は拳銃等の凶器を所持したまま逃走を開始し、警察官は、警笛を吹鳴しながら、追跡を開始する。	3) 追跡は、警笛を吹鳴しながら行うこと。
	2)	警察官は、犯人の斜め後ろに追い付き、「追いかけ」の要領により、犯人の上体を斜め前方に突く。	4) 指導者の視野に置くため、あらかじめ犯人の逃走範囲を定めておくこと。
	3)	犯人は倒れないで逃走を続ける。	5) 拳銃を納めるときは、犯人を注視したまま納めること。
	4)	犯人は逃走を続け、警察官と犯人との距離が開く。	6) 威嚇射撃を行わない事案も想定し、訓練を実施すること。
	5)	警察官は、警棒を左手に持ち替え、右手で拳銃を取り出し、「待て、逃げると撃つぞ。」と予告し、停止して、1発威嚇射撃を行う。	
	6)	犯人はなおも逃走を続ける。	
	7)	警察官は、停止して、高撃ちで犯人を撃つ。	
「やめ」		元の位置に戻り(警察官にあっては、拳銃及び警棒を納めた後、元の位置へ戻り)、基本の姿勢となる。	

備考

- 基本訓練については、必ず弾を抜き安全を確認した後開始すること。
 なお、「凶器を持って攻撃してきた犯人と対じし、拳銃を使用する訓練」及び「殺人等凶悪な罪の犯人(反復性が予想され、相手に危害を加えてもその場で逮捕すべき者をいう。)を逮捕するため、拳銃を使用する訓練」は、模擬拳銃を使用すること。
- 形式的にこの訓練種目及び訓練内容のみにこだわることなく、第一線現場で発生が予想される各種事案を想定し、演技式による拳銃使用訓練等、創意工夫を重ね実戦的な訓練の徹底を図ること。
- 応用訓練に当たっては、逮捕術訓練指導者と連携を保持して、逮捕術、特に警棒の使用と関連させて訓練をするように配慮すること。

- 4 拳銃を持ち替えるときは、銃口を一定方向に保ちながら、左（右）手の手のひらで、銃把を握っている右（左）手を包むようにして行い、用心金の中に指を入れないこと。
- 5 左手把持により「あらかじめの拳銃の取り出し」及び「腰構え」を行う場合は、拳銃つりひもが無線機等の装備品に絡み付いたりしないよう注意すること。

別表第9(第5関係)

映像射撃訓練装置による訓練要領

号令等	訓練要領
「訓練準備」	1) 指定された装備資機材の準備等を行う。 2) 準備終了後、手を挙げる等をして指揮官に合図する。
「銃を出せ」 「弾倉を改め」 「たまを5発込め」 「銃を納め」	あらかじめ指定された場所でたま込めを行う。
「開始線に着け」	あらかじめ指定された開始線に着く。
「訓練開始」	1) 想定説明のテロップ及びナレーションにより、事案に応じた準備を行うこと。 2) 必要に応じて、警棒等の使用、構え、予告、威かく射撃、犯人に対する射撃等適正な拳銃使用を行う。 3) 想定で警棒をたたき落とされた場合は、警棒を手放して訓練を継続すること。 4) 拳銃を目標に向ける場合は、最短距離を通して構える。 5) 犯人を射撃する場合は、最も有効適切な部位に射撃すること。 6) 装備資機材を有効に活用し、画面の状況に応じた動作をすること。
「撃ち方やめ」 「銃を納め」	1) 想定終了後、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起こしているときは、撃鉄を安全に下ろし（自動式拳銃にあっては、撃鉄を半起こしの状態にした後（一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。）、右手の親指で安全栓を掛ける。）、「銃を出せ」の姿勢に戻る。 2) 訓練途中であっても、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起こしていないときは「銃を出せ」の姿勢に戻り、撃鉄を起こしているときは撃鉄を安全に下ろし（自動式拳銃にあっては、撃鉄を半起こしの状態にした後（一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。）、右手の親指で安全栓を掛ける。）、「銃を出せ」の姿勢に戻る。

	3) 「銃を納め」の号令で、銃を納める。
「銃を出せ」 「たまを 抜け」 「弾倉を改め」 「銃を納め」	あらかじめ指定された場所でたま抜けをして、「銃を納め」の号令で銃を納める。

備考

1 訓練における留意事項

本訓練は、映像を使用しての特殊な訓練要領を必要とするため、次の事項を徹底し、訓練効果等を高めること。

- (1) 本訓練の実施に当たっては、拳銃操作及び射撃動作等の訓練を十分に行った後、指揮官があらかじめ模範訓練を行うこと。
- (2) 威嚇射撃は、上空その他安全な方向へ行うこととなっているが、危険防止及び訓練装置の構造上、犯人及び第三者以外のスクリーン上の安全な方向に行うこと。
- (3) 訓練内容に応じて、援護物、装備資機材を活用する等、創意工夫を凝らした実戦的な訓練を行うこと。
- (4) 訓練効果を高めるため、訓練員には、あらかじめ想定内容を教示しないこと。
- (5) 訓練終了後は、反省検討を十分に行うこと。

2 事故防止上の留意事項

本訓練は、実射訓練となるため、次の事項を遵守し、事故防止に万全を期すること。

- (1) 興味本位な行動をとらないこと。
- (2) 訓練区域を設定し、訓練員以外の立入禁止措置をとること。
- (3) 拳銃を取り出す場合は、銃把を確実に握ってから取り出すこと。
- (4) 拳銃等又は訓練装置の故障があった場合は、片手を挙げる等合図し、訓練中は絶対後ろを振り向かないこと。
- (5) 拳銃を出したままの状態、待機又は移動する場合は、拳銃を右肩前（左手把持の場合は左肩前）又は下方等安全な位置に保持すること。

別表第 10(第 5 条関係)

映像射撃シミュレーターによる訓練要領

号令等	訓練要領
「訓練準備」	1) 指定された装備資機材の準備等を行う。
	2) 準備終了後、手を挙げる等をして指導者に合図する。

「銃を出せ」 「レーザー弾を5発込め」 「銃を納め」	あらかじめ指定された場所でレーザー弾を込める。
「開始線に着け」	あらかじめ指定された開始線に着く。
「訓練開始」	1) 想定説明のテロップ及びナレーションにより、事案に応じた準備を行うこと。 2) 必要に応じて、警棒等の使用、構え、予告、威嚇射撃、犯人に対する射撃等適正な拳銃使用を行う。 3) 想定で警棒をたたき落とされた場合は、警棒を手放して訓練を継続すること。 4) 拳銃を目標に向ける場合は、最短距離を通過して構える。 5) 犯人を射撃する場合は、最も有効適切な部位に射撃すること。 6) 装備資機材を有効に活用し、画面の状況に応じた動作をすること。
「撃ち方やめ」	1) 想定終了後、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起しているときは、撃鉄を安全に下ろし、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
「銃を納め」	2) 訓練途中であっても、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起していないときは「銃を出せ」の姿勢に戻り、撃鉄を起しているときは撃鉄を安全に下ろし、「銃を出せ」の姿勢に戻る。 3) 「銃を納め」の号令で、銃を納める。
「銃を出せ」 「たまを抜け」 「銃を納め」	あらかじめ指定された場所でレーザー弾を抜き、「銃を納め」の号令で銃を納める。

備考

1 訓練における留意事項

本訓練は、映像を使用しての特殊な訓練要領を必要とするため、次の事項を徹底し、訓練効果等を高めること。

- (1) 本訓練の実施に当たっては、拳銃操作及び射撃動作等の訓練を十分に行った後、指導者があらかじめ模範訓練を行うこと。
- (2) 威嚇射撃は、上空その他安全な方向へ行うこととなっているが、危険防止及び訓練装置の構造上、犯人及び第三者以外のスクリーン上の安全な方向に行うこと。

- (3) 訓練内容に応じて、援護物、装備資機材を活用する等、創意工夫を凝らした実戦的な訓練を行うこと。
- (4) 訓練効果を高めるため、訓練員には、あらかじめ想定内容を教示しないこと。
- (5) 訓練終了後は、反省検討を十分に行うこと。

2 事故防止上の留意事項

本訓練は、射撃の動作を伴う訓練であり、射撃場以外の場所でも訓練を行うため、次の事項を遵守し、事故防止に万全を期すること。

- (1) 興味本位な行動をとらないこと。
- (2) スクリーンは、後方に壁がある場所を選定して設置すること。
- (3) 訓練区域を設定し、訓練員以外の立入禁止措置をとること。
- (4) 拳銃を取り出す場合は、銃把を確実に握ってから取り出すこと。
- (5) 拳銃等又は訓練装置の故障があった場合は、片手を挙げる等合図し、訓練中は絶対後ろを振り向かないこと。
- (6) 拳銃を出したままの状態、待機又は移動する場合は、拳銃を右肩前（左手把持の場合は左肩前）又は下方等安全な位置に保持すること。

別表第 11(第 5 関係)

映像射撃訓練ビデオによる訓練要領

号令等	訓練要領
「訓練準備」	1) 指定された装備資機材の準備等を行う。 2) 準備終了後、手を挙げる等をして指導者に合図する。
「銃を出せ」 「弾倉を改め」 「特殊訓練」 「銃」 弾を何発込め」 を納め」	1) あらかじめ指定された場所で「弾倉を改め」を行い、弾が装填されていないことを確認する。 2) 特殊訓練弾による訓練を行うときは、「特殊訓練弾を5発込め」の号令を用い、あらかじめ指定された場所で特殊訓練弾を込める。
「開始線に着け」	あらかじめ指定された開始線に着く。
「訓練開始」	1) 想定説明のテロップ及びナレーションにより、事案に応じた準備を行うこと。 2) 必要に応じて、警棒等の使用、構え、予告、威嚇射撃、犯人に対する射撃等適正な拳銃使用を行う。 3) 想定で警棒をたたき落とされた場合は、警棒を手放して訓練を継続すること。 4) 拳銃を目標に向ける場合は、最短距離を通過して構える。 5) 犯人を射撃する場合は、最も有効適切な部位に射

	撃すること。
	6) 装備資機材を有効に活用し、画面の状況に応じた動作をすること。
「撃ち方やめ」 「銃を納め」	1) 想定終了後、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起こしているときは、撃鉄を安全に下ろし(自動式拳銃にあっては、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。)、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
	2) 訓練途中であっても、「撃ち方やめ」の号令で、撃鉄を起こしていないときは「銃を出せ」の姿勢に戻り、撃鉄を起こしているときは撃鉄を安全に下ろし(自動式拳銃にあっては、撃鉄を半起こしの状態にした後(一部の自動式拳銃にあっては、この動作を要しない。)、右手の親指で安全栓を掛ける。)、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
	3) 特殊訓練弾による射撃訓練を行ったときは、「弾を抜け」の号令を用い、あらかじめ指定された場所で特殊訓練弾を抜き、「銃を納め」の号令で銃を納める。

備考

1 訓練における留意事項

本訓練は、映像を使用しての特殊な訓練要領を必要とするため、次の事項を徹底し、訓練効果等を高めること。

- (1) 本訓練の実施に当たっては、拳銃操作及び射撃動作等の訓練を十分に行った後、指導者があらかじめ模範訓練を行うこと。
- (2) 威嚇射撃は、上空その他安全な方向へ行うこととなっているが、安全な方向を確保し、その方向に行うこと。
- (3) 訓練内容に応じて、援護物、装備資機材を活用する等、創意工夫を凝らした実戦的な訓練を行うこと。
- (4) 訓練効果を高めるため、訓練員には、あらかじめ想定内容を教示しないこと。
- (5) 訓練終了後は、反省検討を十分に行うこと。

2 事故防止上の留意事項

本訓練は、射撃の動作を伴う訓練であり、射撃場以外の場所でも訓練を行うため、次の事項を遵守し、事故防止に万全を期すること。

- (1) 興味本位な行動をとらないこと。
- (2) モニター等は、後方に壁がある場所を選定して設置すること。
- (3) 訓練区域を設定し、訓練員以外の立入禁止措置をとること。

- (4) 拳銃を取り出す場合は、銃把を確実に握ってから取り出すこと。
- (5) 拳銃等又は訓練装置の故障があった場合は、片手を挙げる等合図し、訓練中は絶対後ろを振り向かないこと。
- (6) 拳銃を出したままの状態、待機又は移動する場合は、拳銃を右肩前（左手把持の場合は左肩前）又は下方等安全な位置に保持すること。

別表第 12(第 7 関係)

実包を射撃場以外の訓練場所に持ち込ませない措置及びその確認措置要領

1 回転式拳銃

(1) 訓練場所入場前

号令	要領		
「銃を出せ」	訓練員は銃を取り出す。		
「弾倉を改め」	1) 訓練員は、弾倉を開き、弾倉内の弾の有無を確認する。		
	2) 立会責任者及び指導者は、訓練員の弾倉内の弾の有無を確認する。		
	3) 訓練員は、立会責任者及び指導者の確認が終了した後、「銃を出せ」の姿勢に戻る。		
弾倉内に弾が装填されていない場合	弾倉内に弾が装填されている場合		
号令	要領	号令	要領
「銃を納め」	訓練員は、銃を納める。	「弾を抜け」	訓練員は、弾倉内の弾を抜き出し、残弾がないことを確認した後、抜き出した弾をズボン又はスカートの前面右のポケットに納める。
		「弾倉を改め」	1) 訓練員は、弾倉を開き、弾倉内の弾の有無を確認する。
			2) 立会責任者は、訓練員の弾倉内の弾の有無を確認する。
		3) 訓練員は、立会責任者の確認が終了した後、「銃を出せ」の姿勢に戻る。	
「銃を納め」	訓練員は、銃を納める。		

(2) 訓練場所入場後

号令	要領
「銃を出せ」	訓練員は、銃を取り出す。
「弾倉を改め」	訓練員は、弾倉を開き、弾倉内にたまたが無いことを確認する。
「弾倉を開」	1) 訓練員は、弾倉を開く。

け」	2) 立会責任者及び指導者は、訓練員が弾倉を開いた後、弾倉内に弾が無いことを確認する。
「弾倉をはめ」	訓練員は、弾倉を閉じる。
「銃を納め」	訓練員は、銃を納める。

2 自動式拳銃

(1) 訓練場所入場前

号令	要領		
「銃を出せ」	訓練員は、銃を取り出す。		
「弾倉を外せ」	1) 訓練員は、拳銃から弾倉を外して、弾倉の充填口を点検し、弾の有無を確認する。 2) 立会責任者及び指導者は、訓練員の弾倉の充填口を点検し、弾の有無を確認する。		
弾倉内に弾が充填されていない場合		弾倉内に弾が充填されている場合	
号令	要領	号令	要領
「薬室を改め」	1) 訓練員は、弾倉の充填口を下に向けてズボン又はスカートの前面左のポケットに納める。	「弾倉から弾を抜け」	1) 訓練員は、弾倉の充填口を下に向けてズボン又はスカートの前面左のポケットに納める。
	2) 訓練員は、安全栓を外した後、薬室内の弾の有無を確認する。		2) 訓練員は、銃を納め（安全止革を掛けることを要しない。）、ポケットに納めている弾倉を取り出す。
	3) 立会責任者及び指導者は、訓練員の薬室内の弾の有無を確認する。		3) 訓練員は、弾倉内の弾を抜き出し、抜き出した弾を右の手のひらの上に乗せ、左手を元の位置に戻す。
	4) 訓練員は、立会責任者及び指導者の確認が終了した後、安全栓を掛け、ポケットに納めている弾倉を挿入する。		4) 立会責任者及び指導者は、訓練員の弾倉の充填口及び抜き出した弾を点検し、弾倉内に残弾がないことを確認する。
		「銃を出せ」	訓練員は、抜き出した弾をズボン又はスカートの前面右のポケットに納め、続いて弾倉の充填口を下に向けてズボン又はスカートの前面左のポケットに納めた後、拳銃を取り出す（弾倉をポケットから取り出すことを要しない。）。
		「薬室を改め」	1) 訓練員は、安全栓を外した後、薬室内の弾の有無を確認する。

		め」	2) 立会責任者及び指導者は、訓練員の薬室内の弾の有無を確認する。 3) 訓練員は、立会責任者及び指導者の確認が終了した後、安全栓を掛け、ポケットに納めている弾倉を挿入し、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
「銃を納め」	訓練員は、銃を納める。		

(2) 訓練場所入場後

号令	要領
「銃を出せ」	訓練員は、銃を取り出す。
「弾倉を外せ」	1) 訓練員は、拳銃から弾倉を外して弾倉の充填口を点検し、弾倉内に弾が無いことを確認する。 2) 立会責任者及び指導者は、訓練員の弾倉内に弾が無いことを確認する。
「薬室を改め」	1) 訓練員は、弾倉の充填口を下に向けてズボン又はスカートの前面左のポケットに納める。 2) 訓練員は、安全栓を外した後、薬室内に弾が無いことを確認する。 3) 立会責任者及び指導者は、訓練員の薬室内に弾が無いことを確認する。 4) 訓練員は、立会責任者及び指導者の確認が終了した後、安全栓を掛け、ポケットに納めている弾倉を挿入し、「銃を出せ」の姿勢に戻る。
「銃を納め」	訓練員は、銃を納める。